

# 社会福祉法人制度について

## 1. 社会福祉法人とは？

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の定めるところにより設立される特別な法人制度です。（社会福祉法第22条）

## 2. 社会福祉法人が行うことができる事業

社会福祉法人は、社会福祉法第24条の経営の原則に基づき社会福祉事業を行います。

なお、社会福祉事業に支障がない限り、必要に応じて公益事業又は収益事業を行うことができます。（社会福祉法第26条）

### <参考>

#### 社会福祉法

（経営の原則）

第24条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

### (1) 社会福祉事業とは？

社会福祉事業とは、社会福祉法第2条に定められている第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業をいいます。

第1種社会福祉事業は、原則として、国、地方公共団体又は社会福祉法人でなければ経営できません。（社会福祉法第60条）

第2種社会福祉事業は、第1種社会福祉事業と異なり、その事業が行われることが社会福祉の増進に貢献するものであり、これに伴う弊害のおそれと比較的少なく、自主性と創意とを助長することが必要なので、その経営主体については制限がありません。

## 第 1 種社会福祉事業

根 拠 法	事 業
生活保護法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救護施設の経営</li> <li>・ 更生施設の経営</li> <li>・ その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設の経営</li> <li>・ 生計困難者に対して助葬を行う事業</li> </ul>
児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児院の経営</li> <li>・ 母子生活支援施設の経営</li> <li>・ 児童養護施設の経営</li> <li>・ 障害児入所施設の経営</li> <li>・ 情緒障害児短期治療施設の経営</li> <li>・ 児童自立支援施設の経営</li> </ul>
老人福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養護老人ホームの経営</li> <li>・ 特別養護老人ホームの経営</li> <li>・ 軽費老人ホームの経営</li> </ul>
障害者総合 支援法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設の経営</li> </ul>
売春防止法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 婦人保護施設の経営</li> </ul>
社会福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授産施設の経営</li> <li>・ 生活困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業</li> <li>・ 共同募金を行う事業</li> </ul>

## 第2種社会福祉事業

根 拠 法	事 業
社会福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業</li> <li>・ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業</li> <li>・ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業</li> <li>・ 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業</li> <li>・ 隣保事業</li> <li>・ 福祉サービス利用援助事業</li> <li>・ 社会福祉事業に関する連絡又は助成事業</li> </ul>
生活困窮者 自立支援法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定生活困窮者就労訓練事業</li> </ul>
児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所支援事業</li> <li>・ 障害児相談支援事業</li> <li>・ 児童自立生活援助事業</li> <li>・ 放課後児童健全育成事業</li> <li>・ 子育て短期支援事業</li> <li>・ 乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>・ 養育支援訪問事業</li> <li>・ 地域子育て支援拠点事業</li> <li>・ 一時預かり事業</li> <li>・ 小規模住居型児童養育事業</li> <li>・ 小規模保育事業</li> <li>・ 病児保育事業</li> <li>・ 子育て援助活動支援事業</li> <li>・ 助産施設の経営</li> <li>・ 保育所の経営</li> <li>・ 児童厚生施設の経営</li> <li>・ 児童家庭支援センターの経営</li> <li>・ 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</li> </ul>

母子及び父子並びに寡婦福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭日常生活支援事業</li> <li>・父子家庭日常生活支援事業</li> <li>・寡婦日常生活支援事業</li> <li>・母子・父子福祉施設の経営</li> </ul>
老人福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人居宅介護等事業</li> <li>・老人デイサービス事業</li> <li>・老人短期入所事業</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業</li> <li>・認知症対応型老人共同生活援助事業</li> <li>・複合型サービス福祉事業</li> <li>・老人デイサービスセンターの経営</li> <li>・老人短期入所施設の経営</li> <li>・老人福祉センターの経営</li> <li>・老人介護支援センターの経営</li> </ul>
障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス事業</li> <li>・一般相談支援事業</li> <li>・特定相談支援事業</li> <li>・移動支援事業</li> <li>・地域活動支援センターの経営</li> <li>・福祉ホームの経営</li> </ul>
身体障害者福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者生活訓練等事業</li> <li>・手話通訳事業</li> <li>・介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業</li> <li>・身体障害者福祉センターの経営</li> <li>・補装具製作施設の経営</li> <li>・盲導犬訓練施設の経営</li> <li>・視聴覚障害者情報提供施設の経営</li> <li>・身体障害者の更生相談に応ずる事業</li> </ul>
知的障害者福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者の更生相談に応ずる事業</li> </ul>

(2) 公益事業とは？

公益事業とは、公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業をいいます。

なお、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものなどは、認められません。

次のような事業は公益事業として認められます。

- ・社会福祉法施行令第4条
- ・社会福祉法施行令第4条第7号の規定に基づき厚生労働大臣が定める社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業（H14厚労省告示283号）

- |  |
|--|
| <p>① 社会福祉法第2条第4項第4号に掲げる事業<br/>(いわゆる「事業規模要件」を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業)</p> <p>② 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、同条第21項に規定する居宅介護支援事業、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業又は同上第18項に規定する介護予防支援事業</p> <p>③ 介護保険法第8条第25項に規定する介護老人保健施設を経営する事業</p> <p>④ 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までに規定する厚生労働大臣の指定した養成施設を経営する事業</p> <p>⑤ 精神保健福祉士法第7条第2号又は第3号に規定する厚生労働大臣の指定した養成施設を経営する事業</p> <p>⑥ 児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設を経営する事業</p> <p>⑦ 社会福祉事業と密接な関連を有する事業であって、当該事業を実施することによって社会福祉の増進に資するものとして市長が認めるもの。</p> |
|--|

(3) 収益事業とは？

収益事業とは、その収益を社会福祉事業又は公益事業の経営に充てることを目的とする事業をいいます。

事業の種類については、特別の制限はありませんが、法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものは適当ではありません。

### 3. 社会福祉法人の役員等の基準

社会福祉法人には、役員として理事及び監事を置かなければなりません。また、経営する事業に応じて評議員会を置く必要があります。

#### (1) 理事

理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、実際に法人運営の職責を果たし得る人であり、次のような要件が定められています。

- ① 理事の定数は、6人以上とすること。
- ② 理事には社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。
- ③ 社会福祉施設を経営する法人にあつては、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、一人以上の施設長等を加えること。ただし、評議員会を設置しない法人にあつては、施設長等施設の職員が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。
- ④ 各理事と親族等の特殊の関係にある者が、関係法令・通知に定める制限数以内であること。
- ⑤ 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。
- ⑥ 関係行政庁の職員が含まれていないこと（社会福祉協議会・社会福祉事業団の場合は除く）。
- ⑦ 資格要件を求められる理事の就任について、同一人物が複数の資格要件を満たす者として就任することは認められない。

#### (2) 監事

監事は、法人の監査機関であり、次のような要件が定められています。

- ① 監事の定数は、2名以上とすること。
- ② 監事のうち1人は、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。
- ③ 監事のうち1人は、社会福祉法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者でなければならないこと。
- ④ 当該法人の理事、評議委員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼ねていないこと。
- ⑤ 他の役員等と親族等の特殊な関係がないこと。
- ⑥ 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者でないこと。

- ⑦ 関係行政庁の職員が含まれていないこと（社会福祉協議会・社会福祉事業団の場合は除く）。

### (3) 評議員会

社会福祉法人は公共性の高い組織ですから、多くの関係者の意見を聞き、民主的で健全に運営されるため、評議員会を置かなければなりません。

ただし、次に掲げる事業のみを行う法人にあっては、この限りではありません。

○都道府県又は市町村が福祉サービスを必要する者について措置をとる社会福祉事業

○保育所を経営する事業

○介護保険事業

また、評議員会については次のように定められています。

- ① 評議員の数は理事定数の2倍を超える数とすること。
- ② 評議員会を設置した場合には、原則として、これを諮問機関とし、法人の業務の決定のあたり重要な事項についてあらかじめ評議員会の意見を聴くことが必要であること。
- ③ 役員の選任は評議員会で行うこと。
- ④ 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が評議員総数の3分の1を超えてはならないこと。
- ⑤ 社会福祉事業の経営は地域との連携が必要なことから、評議員には地域の代表を加えること。また、利用者の立場に立った事業経営を図る観点から、利用者の代表が加わることが望ましいこと。

## 4. 社会福祉法人の資産の要件

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えなければなりません。（社会福祉法第25条）

社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的、継続的に経営していくことが求められているため、特に財政面において、確固として経営基盤を有していることが必要です。

原則として

- ① 社会福祉事業を所定の基準に従って行うのに必要な施設を所有していること、又はその目的を達成するように使用できる使用权が確実に設定されて



いること。

- ② 事業経営に必要な最低限の運用資産があること。また、これを確実に生み出しうる財源があること。

## 5. 登記

社会福祉法人は、組合等登記令の定めるところにより登記をしなければなりません。(社会福祉法第28条)

社会福祉法人は、所轄庁の認可後にその主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します。(社会福祉法第34条)

登記事項は次のとおりです。

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
- ⑦ 資産の総額